

ID: 96

担当部署: 福祉課

処分の概要	費用徴収額の減免		
例規名 根拠条項	柴田町老人福祉法施行細則 第14条第1項		
例規番号	平成23年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。 (費用徴収額の減免)</p> <p>第14条 町長は、納入義務者が災害その他特別の事情により、徴収額の全部又は一部を負担することができないと認めた場合は、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収額の減免を受けようとする者は、措置費用徴収額減免申請書(様式第23号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請書の提出があったときは、徴収額の減免の適否を決定し、措置費用徴収額減免決定(却下)通知書(様式第24号)により当該納入義務者に通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日